

か★が★や★ま★

目次

フレアス舞鶴で行う事業のお知らせ	1	第10回まいてフェスタが開催されました	3
法改正のお知らせ	2	相談案内、フレアス舞鶴のご案内、4コマ漫画	4

★「女性のチャレンジ相談・バックアップセミナー」を実施中!



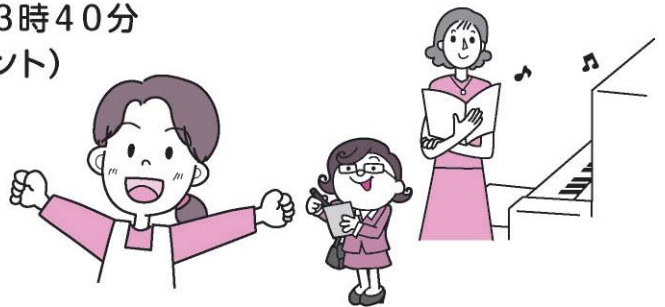
**あなたの想いや夢を“かたち”にしてみませんか？
専門のキャリアコンサルタントがお手伝いをします!**

起業や就職、地域活動などあらゆる分野でのチャレンジを目指す女性を応援する事業として、「女性のチャレンジ相談・バックアップセミナー」を実施しています。

自分の趣味を生かして何かしたい、新たな分野にチャレンジしてみたい、就職・再就職をしたいけれど自分に何が向いているのか分からない……という女性をバックアップします!

お一人でも、お友達や知り合いの方などと一緒でも、ご参加いただけます。
お気軽にお申込みください。

- *日 時 月1回(第3水曜日) 午後2時10分～3時40分
- *相談員 谷川 則子さん(キャリアコンサルタント)
- *場所 フレアス舞鶴 相談ルーム
- *定員 各回4名(先着順)
- *託児 お子様一人1回につき300円(要予約)
- *申込み 実施日の2週間前から前日までに
- *問合せ先 市人権啓発推進室へ



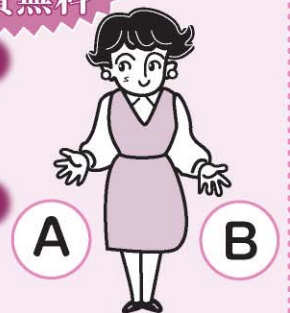
●それぞれ同一内容で毎月交互に開催します。参加費無料

■Aコース(偶数月) あなたの得意なことは何?

「得意分野の活かし方」 ものづくり・研究・接客・人を楽しませる仕事など自分の関心や興味がある分野から得意な分野を見つけ、その活かし方を学びます。

■Bコース(奇数月) あなたのウィークポイントはどこ?

「らくらく心のメンテナンス」 ストレス反応チェックリストやストレス分析などを行うことにより、自分のウィークポイントに気付き、ストレスの乗り越え方を身につけます。



『ストーカー行為等の規制等に関する法律』の改正の概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が、平成25年7月3日に公布され、10月3日から施行されています。(電子メールを送信する行為の規制に係る部分については、同年7月23日から施行)



改定の経緯

ストーカー規制法は、平成12年に施行されて以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきましたが、近年のストーカー行為等の実情や平成24年中のストーカー事案の認知件数が施行後最多(19,920件)となったことを踏まえ、法の一部が改正されました。

主な改正点

1 電子メールを送信する行為の規制

拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を規制対象に追加。

2 警告に係る通知並びに禁止命令等に係る申出及び通知

警告をした時は速やかに被害者に通知し、警告しない場合は、その理由を被害者に通知する。

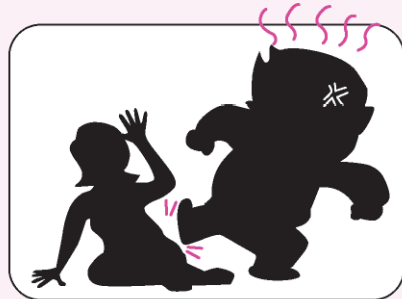
3 禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大

警告や禁止命令を出す権限を、被害者の住所地の警察や公安委員会だけでなく、被害者の居所若しくは加害者の住所等の所在地又はつままい等が行われた地域にも拡大。

4 その他

被害者に対する婦人相談所その他の適切な施設による支援や、民間の組織活動の支援を図るため、必要な体制の整備や財政上の措置等を講ずるよう明記されています。

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の改正の概要



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が、平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日から施行されます。

改定の背景

生活の本拠をともにする交際相手からの暴力も、配偶者からの暴力同様「外部からの発見・介入が困難であり、かつ、継続的になりやすい」ことから、配偶者からの暴力に準じて配偶者暴力防止法の対象とされました。

改正の内容

生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められます。

改正前

配偶者

改正後

配偶者

生活の本拠を共にする交際相手

*配偶者

……事実婚や元配偶者(離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれる。

*生活の本拠を共にする交際相手

……元生活の本拠を共にする交際相手(生活の本拠を共にする交際関係を解消する前に暴力を受け、解消後も引き続き暴力を受ける場合)も含まれる。

■国のホームページ

内閣府では、「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」を開設しています。
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/>

「第10回まいてフェスタ」が10月20日に開催されました!

キャッチフレーズ

「舞鶴のタカラとおもてなしの心をつなごう」



主催 第10回まいてフェスタ実行委員会

共催 舞鶴市

男女共同参画社会の実現を目指して「第10回まいてフェスタ」が開催されました。

今年で10回目という節目を迎え、「岸壁の母」の劇、「引き揚げ」を描いた紙芝居、引揚者の手記の朗読、引揚写真展、すいとんづくりなどの「舞鶴のタカラ」を伝えていくための催しが盛りだくさんでした。毎年人気の模擬店もあり、多くの市民の皆さんにご来場いただきました。

この他にも、市保健センターの「歯の健康コーナー」、京都府中丹東保健所の「骨密度測定」などが同時開催され、実りあるフェスタになりました。

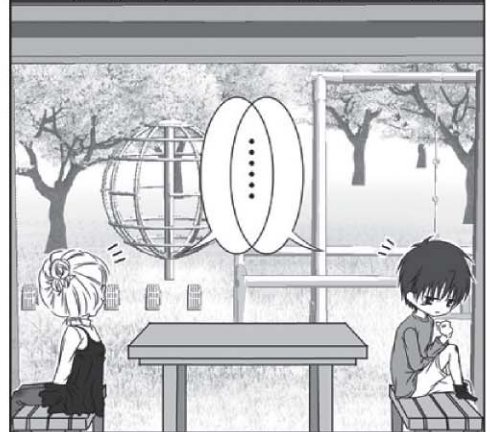


「男女共同参画講演会」も同時開催(市主催)

「パパはお天気キャスター〜子育て、家事、お互いを尊重しあい支え合う正木家のルール〜」と題し、お天気キャスターとして活躍されている正木明さんを講師に招き、男女共同参画講演会を開催しました。

参加者からも「共働き世帯が多い中、性別にとらわれない「正木家のルール」を参考にしたい」などの感想があり、たいへん好評でした。

そこに性別は関係あるのだろうか



性別による「らしさ」を考えつつそれぞれの良さである「自分らしさ」を大切にしたいですね

平成25年度

フレアス舞鶴の相談事業

無料

お気軽にご相談ください。

★各面接相談は託児有り。(要予約 お子様1人300円)
★各面接相談は、相談日の2週間前から前日までに電話で市人権啓発推進室まで申し込んで下さい。

女性相談

夫婦関係や子育てのこと、家庭内での暴力や介護のこと、職場や近所における人間関係など、暮らしの中のいろいろな悩みや問題について、相談者の気持ちになってお聴きします。

【電話相談】

〔専用電話〕：0773-6510056

〔日 時〕：月4回(第1、第4木曜日)

午前10時～午後4時
※但し、1月2日は休止します。

〔相談員〕：女性の相談員

(学習と経験を重ねた相談員)

【面接相談】

〔日 時〕：月1回(第2水曜日)

午前11時～午後2時10分

1人50分以内 ※但し、8月は第1水曜日。

〔相談員〕：龍田 英美子さん

(女性問題カウンセラー)

女性の心とからだの相談(面接相談)

思春期、妊娠・出産期、更年期、熟年期など、女性の心とからだについての悩みや問題にお答えし、健康でいきいきとした自分らしい生き方ができるようお手伝いします。

〔日 時〕：月1回(第4火曜日)

午後2時～3時 1人50分以内

〔相談員〕：西村 佳子さん(看護師・助産師)

女性のチャレンジ相談(面接相談)

女性の就業や起業、NPO活動など新たな分野へのチャレンジを応援するための相談窓口。

〔日 時〕：月1回(第3水曜日)

午前11時～午後1時50分

(1人50分以内 グループ可)

〔相談員〕：谷川 則子さん(キャリアコンサルタント)

(女性問題カウンセラー)

フレアス舞鶴(舞鶴市男女共同参画センター)のご案内

皆さんが男女共同参画社会の実現に向けて情報の発信、学習、交流を推進するための拠点施設です。男女を問わず、お気軽にご利用ください。

- 利用案内 ●開館時間：午前9時～午後10時
- 休館日：毎月第4月曜日・12月29日～翌年1月3日
- 申込み：利用日の3ヶ月前の初日から前日までに所定の利用申請書を提出
- 利用料：無料(冷暖房、コピー使用料は実費)
- 設備 多目的ルーム、セミナールーム、ミーティングルーム、相談ルーム、託児ルーム、市民情報交流コーナー、印刷コーナー、図書貸出コーナー、情報コーナー、交流サロン
- 所在地 〒625-0087 京都府舞鶴市字余部下1167番地(舞鶴市中総合会館5階)
- 電話 0773-65-0055 ■ FAX 0773-62-0872
- E-mail danjokyodo-s@mxe.nkansai.ne.jp
- 舞鶴市HP <http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

あなたの声をお聞かせください!

- ◎男女共同参画に関するお知らせや取り組みなど、皆さんの情報提供をお待ちしています!
- ◎フレアス舞鶴やこの情報誌に関するご意見、ご感想、お問い合わせは下記まで。
- ◎この情報誌の配架先を募集しております。詳しくは下記までご連絡下さい。

編集・発行：舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課 男女共同参画係 〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地
TEL 0773-66-1022 FAX 0773-66-1015 E-mail:jinken@post.city.maizuru.kyoto.jp